

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成要綱

(令和4年2月18日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応の中、最前線で働く幼稚園教諭等の処遇の改善のため、幼稚園等が実施する賃上げに要する費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この助成金は、内閣府が実施する「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について」(令和4年1月14日付府子本第18号・内閣総理大臣通知)別紙「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」3(1)に定める「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を活用し、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日付府子本第1203号・内閣府子ども・子育て本部統括官通知)別紙「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」に定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより交付する。

(対象施設)

第3条 この助成金の交付対象となる施設(以下「幼稚園等」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の11の規定により区長が確認した法第7条第10項第2号に規定する幼稚園、同項第3号に規定する特別支援学校及び法第27条に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(助成対象経費等)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、幼稚園等が行う幼稚園教諭等の処遇改善のための事業に要する経費とし、対象となる職員や事業の内容等については、別紙に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別紙に定める助成金額によるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする幼稚園等の設置者又は園長(以下「申請者」という。)は、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付申請書(別

記第1号様式)を、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書(別記第2号様式)を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認める場合は交付決定通知書(別記第3号様式)により、不適当と認める場合は不交付決定通知書(別記第4号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(変更交付申請等)

第8条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、この助成金の交付申請の内容を変更する場合は、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金変更交付申請書(別記第5号様式)を、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善変更計画書(別記第6号様式)を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の変更交付申請があったときは、その内容について審査し、変更交付の内容を決定し、変更交付決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、前2条の交付決定通知書に基づき、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金請求書(別記第8号様式)により区長に助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金実績報告書(別記第9号様式)を、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書(別記第10号様式)を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付額確定通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第5条により算出した額又は実績報告書の賃金改善に要した経費の総額のうちいずれか低い額とする。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 対象となる事業を中止したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （3） 助成金を他の用途に使用したとき。
- （4） その他区長が不相当と認めたとき。

（助成金の返還）

第14条 区長は、第12条の規定により助成金の額が確定し、返還させるべき額がある場合は、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、第13条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分について、既に交付しているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

別紙

幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

1 事業の対象となる職員の範囲等

本事業の対象は、特定教育・保育施設（以下、「幼稚園等」という。）に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）とする。

※ 職員には幼稚園教諭のほか、調理員や事務職員など、幼稚園等に勤務する全ての職員が対象となる。ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外に従事している職員は対象外とする。

2 事業の内容

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う幼稚園等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を助成する。

併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）を幼稚園等に対して助成する。

3 賃金改善等の要件

(1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることを行う。

(2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下（3）及び（6）において同じ。）に係る事業実施計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

※ 事業実施計画書では、助成基準額以上の賃金改善を行うことを必要とする。

(3) 本事業による助成額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

(4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。

※ 決まって毎月支払われる手当に通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当は含まない。

(5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

(6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

(7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

4 助成額の算定

助成額は、幼稚園等ごとに、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分それぞれ、別表で定める年齢区分別の助成基準額を基に、以下の算式により算定された額とする。

<算式>

助成基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

※ 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数（小数点以下四捨五入）をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

※ 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によること。

5 留意事項

(1) 事業実績報告書等により、幼稚園等において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。

- (2) 本事業による賃金改善については、公定価格における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
- (3) 助成額（賃金改善部分に限る。）については、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善に充てることができる。

別表

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20/100 地域	15人まで	4歳以上児	4,460円	1,320円
		3歳児	4,840円	1,540円
		満3歳児	5,530円	1,830円
	16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	660円
		3歳児	3,080円	880円
		満3歳児	3,770円	1,170円
	26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	580円
		3歳児	2,330円	800円
		満3歳児	3,010円	1,090円
	36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	560円
		3歳児	2,140円	780円
		満3歳児	2,830円	1,070円
	46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	760円
		3歳児	2,070円	980円
		満3歳児	2,760円	1,260円
	61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	390円
		3歳児	1,820円	610円
		満3歳児	2,510円	890円
	76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	460円
		3歳児	1,650円	680円
		満3歳児	2,340円	960円
	91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	300円
		3歳児	1,560円	520円
		満3歳児	2,250円	810円
	106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	470円
		3歳児	1,460円	690円
		満3歳児	2,150円	970円
	121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	270円
		3歳児	1,400円	490円
		満3歳児	2,090円	780円
	136人から 150人まで	4歳以上児	960円	240円
		3歳児	1,340円	460円
		満3歳児	2,030円	750円
	151人から 180人まで	4歳以上児	870円	230円
		3歳児	1,260円	450円
		満3歳児	1,940円	730円
	181人から 210人まで	4歳以上児	810円	210円
		3歳児	1,200円	430円
		満3歳児	1,880円	710円
	211人から 240人まで	4歳以上児	770円	410円
		3歳児	1,150円	630円
		満3歳児	1,840円	910円
	241人から 270人まで	4歳以上児	730円	210円
		3歳児	1,120円	430円
		満3歳児	1,800円	720円
	271人から 300人まで	4歳以上児	710円	180円
		3歳児	1,090円	520円
		満3歳児	1,780円	810円
301人 以上	4歳以上児	640円	170円	
	3歳児	1,030円	390円	
	満3歳児	1,720円	670円	

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
名称
施設名
代表者職氏名

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付申請書

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、当該施設の全ての職員に周知していることを申し添えます。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類 幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（第2号様式）

幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

年 月 日

施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

①事業実施期間	年 月～ 年 月
令和3年度	
②補助見込額(賃金改善部分)	
③同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤補助見込額(賃金改善部分)	
⑥同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数（見込）及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
①賃金改善見込額	0円
②賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業者負担分	0円
令和4年度	
③賃金改善見込額	0円
④基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業者負担分	
⑦賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

事業者名

代表者名

第2号様式別添1

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・ 非常勤 の別 ※3	常勤換 算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善 見込額 ※5	賃金改善に伴 い増加する法 定福利費等の 事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴 い増加する法 定福利費等の 事業主負担分 ※6	
							基本給及び決 まって毎月支 払う手当	その他		
1							0円			
2							0円			
3							0円			
4							0円			
5							0円			
6							0円			
7							0円			
8							0円			
9							0円			
10							0円			
11							0円			
12							0円			
13							0円			
14							0円			
15							0円			
16							0円			
17							0円			
18							0円			
19							0円			
20							0円			
総額					0円		0円	0円	0円	

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
 (算式) 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数
 = 常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 (算式) 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ※	他事業所への 拠出額	他事業所からの 受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

年 月 日

様

板橋区長

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

※この助成金は、以下の賃金改善等の要件を付して交付する。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下（3）及び（6）において同じ。）に係る計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による助成額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。
- (8) 実績報告により、実際に賃金改善に要した経費が、交付額を下回る場合には、その差額の返還を行うこと。
- (9) 虚偽又は不正の手段により、助成事業の交付を受けた場合には、すでに交付された一部又は全部の交付額の返還を行うこと。

年 月 日

様

板橋区長

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

1 不交付決定の理由

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
名称
施設名
代表者職氏名

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金変更交付申請書

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、下記のとおり変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、当該施設の全ての職員に周知していることを申し添えます。

記

1 変更交付申請額 金 円

（内訳）

（1）変更交付申請額 円
（2）既交付決定額 円
（3）差額追加（△）減額 円

2 変更の理由

3 添付書類 幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善変更計画書（第6号様式）

幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善変更計画書

年 月 日

施設・事業所名										
施設・事業所類型										
施設・事業所番号										

1. 補助額

①事業実施期間	年 月～ 年 月
令和3年度	
②補助見込額(賃金改善部分)	
③同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤補助見込額(賃金改善部分)	
⑥同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数（見込）及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
①賃金改善見込額	0円
②賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③賃金改善見込額	0円
④基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

事業者名

代表者名

第6号様式別添1

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・ 非常勤 の別 ※3	常勤換 算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善 見込額 ※5	賃金改善に伴 い増加する法 定福利費等の 事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴 い増加する法 定福利費等の 事業主負担分 ※6	
							基本給及び決 まって毎月支 払う手当	その他		
1							0円			
2							0円			
3							0円			
4							0円			
5							0円			
6							0円			
7							0円			
8							0円			
9							0円			
10							0円			
11							0円			
12							0円			
13							0円			
14							0円			
15							0円			
16							0円			
17							0円			
18							0円			
19							0円			
20							0円			
総額					0円		0円	0円	0円	

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
 (算式) 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数
 = 常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 (算式) 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ※	他事業所への 拠出額	他事業所からの 受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

年 月 日

様

板橋区長

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

1	変更交付決定額	金	円
	(内訳)		
	(1) 変更交付申請額		円
	(2) 既交付決定額		円
	(3) 差額追加 (△) 減額		円

※この助成金は、以下の賃金改善等の要件を付して交付する。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下（3）及び（6）において同じ。）に係る計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による助成額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。
- (8) 実績報告により、実際に賃金改善に要した経費が、交付額を下回る場合には、その差額の返還を行うこと。
- (9) 虚偽又は不正の手段により、助成事業の交付を受けた場合には、すでに交付された一部又は全部の交付額の返還を行うこと。

年 月 日

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金請求書

（宛先）板橋区長

所在地
名称
施設名
代表者職氏名

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付要綱に基づき交付決定された板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、下記のとおり請求します。

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
名称
施設名
代表者職氏名

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金実績報告書

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|-----------------------------------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 貸金改善額 | 金 | 円 |
| 3 | 返還額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | 幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業貸金改善実績報告書（第10号様式） | |

幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

年 月 日

施設・事業所名										
施設・事業所類型										
施設・事業所番号										

1. 補助額

①事業実施期間	年 月～ 年 月
令和3年度	
②補助実績額(賃金改善部分)	
③同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤補助実績額(賃金改善部分)	
⑥同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
①賃金改善実績額	0円
②賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③賃金改善実績額	0円
④基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

事業者名

代表者名

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・ 非常勤 の別 ※3	常勤換 算値 ※4	令和3年度		令和4年度			賃金改善月額 ※7							備考 ※8	
					賃金改 善額 ※5	賃金改善に伴 い増加する法 定福利費等の 事業主負担分 ※6	賃金改善額 ※5		賃金改善に伴 い増加する法 定福利費等の 事業主負担分 ※6	令和3年度	令和4年度							
							基本給及び決 まって毎月支 払う手当	その他		平均	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		平均
1							0円											
2							0円											
3							0円											
4							0円											
5							0円											
6							0円											
7							0円											
8							0円											
9							0円											
10							0円											
11							0円											
12							0円											
総額							0円	0円	0円	0円								

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。
〔算式〕 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
〔算式〕 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 職員ごとの賃金改善月額について以下の算式によって得た金額を記入すること。☑
〔算式〕 当該月における賃金改善額÷常勤換算値=賃金改善月額
- ※8 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。☑

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ※	他事業所への 拠出額	他事業所からの 受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

年 月 日

様

板橋区長

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金について、板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付要綱第12条に基づき下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 返還額がある場合

板橋区幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金交付要綱第14条に基づき、年 月 日までに返還するよう命じます。

- (1) 補助金確定額 円
- (2) 既交付済額 円
- (3) 返還額 円